

税証明書交付申請書（郵便請求用）

記入例

申請者	現住所	〇〇市〇〇〇字△△△××番地
	フリガナ 氏名 (名称)	ソウマ ハナコ 相馬 花子
	電話番号(内容確認をする時の連絡先)	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請者本人の直筆の場合は押印を省略できます。
※法人の場合は必ず押印ください。

印

◎現住所、顔写真のある証明書の写しを添付してください。

証明してほしい人又は法人	住 所(転出されている場合は、相馬市でのご住所)	相馬市〇〇〇字△△△××番地	
	フリガナ 氏名 (名称)	ソウマ ハナコ 相馬 花子	生年月日 S40 年〇月〇日
	住 所	相馬市〇〇〇字△△△××番地	
	フリガナ 氏名 (名称)	ソウマ タロウ 相馬 太郎	生年月日 S38 年〇月〇日

市外に住んでいる方が同一世帯の方の証明書を申請する場合は、その方からの委任状または申請者、証明してほしい人両方の本人確認書類の写しを同封ください。

使用目的	例) 相続登記に使用 児童手当
------	--------------------

送付物	☒ 返信用封筒 ☒ 本人確認書類 ☒ 手数料 ☐ その他 (400 円)
-----	---

必要なものの□にチェックし、年度と枚数を記入してください。

市県民税関係	☒ 所得・課税証明書 (所得額と課税額)	令和 8 年度 各1枚 令和 7 年1月～12月分の所得) ※非課税の場合は課税額が「0」で表記されます。
	☐ 所得証明書 (所得額のみ)	令和 年度 枚 令和 年1月～12月分の所得)
納税関係	☐ 納税証明書	令和 年度 枚
	☐ 完納証明書	枚
	☐ 軽自動車税納税証明書 標識番号【 福島 】 ※車検証の写しを同封してください。	枚
固定資産税関係	☐ 評価証明書 ☐ 土地 ☐ 家屋	☐ 全部 ☐ 一部 令和 年度 枚
	☐ 公課証明書 ☐ 土地 ☐ 家屋	☐ 全部 ☐ 一部 令和 年度 枚
	一部の場合は、所在地を下記に記入してください。	
	相馬市	(土地・家屋)
	相馬市	(土地・家屋)
	相馬市	(土地・家屋)
	相馬市	(土地・家屋)
	相馬市	(土地・家屋)
	☐ 資産証明書	令和 年度 枚
	閲覧	☐ 名寄帳 ☐ 償却資産明細書

※代理人が申請する場合は委任状が必要です。

※申請者本人の直筆の場合は申請者欄の押印を省略できます。直筆以外および法人の場合は必ず押印ください。

※法人の場合は、法人名と代表者名を記載し、代表者印を押印してください。代表者以外が申請する場合には、委任状が必要です。

記入上の注意

【 市民税に関する証明 】

●通常の申請先は、その年の1月1日に住民票のある市区町村です。

例) 令和8年度の証明

= 令和8年1月1日に住民票があった市区町村に申請

●所得額は、前年中（前年1月1日～12月31日）の所得が表示されます。

●新年度の証明書は、6月中旬以降に発行ができるようになります。

例) 令和8年度 → 令和8年6月中旬以降

【 納税に関する証明 】

●継続検査（車検）用の軽自動車税納税証明書を申請する場合は、車検証の写しを同封してください。

●納税後、2週間以内に申請する場合は、領収書の写しを同封してください。

【 固定資産に関する証明 】

●相続人が申請する場合は、所有者の死亡、および、続柄が確認できる書類（戸籍等）を添付してください。

●評価証明書、または、公課証明書を申請する場合は、所有している物件の「全部」か「一部」かを選択してください。

「一部」の場合は、必要な物件の所在地を記入し、「土地」か「家屋」を○で囲んでください。

【送付先、および、問い合わせ先】

〒976-8601

福島県相馬市中村字北町63番地の3

相馬市役所 税務課 税制係

手数料

証明書の種類	手数料
所得・課税証明書	1件 300円
所得証明書	
納税証明書	1件 300円
完納証明書	
軽自動車税納税証明書	1件 300円 ※継続検査用は無料
評価証明書	土地 300円 家屋 300円 ※土地、家屋の両方を申請する場合は600円。原則、1通に集約して発行します。
公課証明書	同上
資産証明書	※土地、家屋の両方を所有する場合は600円。資産がない場合は300円。
名寄帳	1件 300円
償却資産明細書	

※納税義務者ごと(評価証明書は所有者ごと)、年度ごとに証明されます。

送付する書類

- ① 申請書・・・税証明書交付申請書(郵便請求用)
- ② 手数料・・・無記名の定額小為替
- ③ 返信用封筒・・・住所、氏名を記入し、切手を貼った封筒
- ④ 本人確認書類・・・現住所、顔写真のある証明書の写し
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ⑤ 車検証のコピー・・・軽自動車税納税証明書のとき
- ⑥ 戸籍等のコピー・・・相続人が申請するとき

※送付する書類をそろえて、左記へ送付してください。